

■ご利用料金について

(変更となる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください)

※単身世帯の場合、年間給与所得が 160 万円（年金収入のみなら 280 万円）を超えると 2 割負担となります。
2 人以上世帯の場合、世帯収入が 346 万円を超えると 2 割負担となります。

(1) 個室利用費

1) 短期入所生活介護事業所併設型個室利用費(1日につき)

1. ご契約の要介護度とサービス利用料金	要介護 1 5,790 円	要介護 2 6,460 円	要介護 3 7,140 円	要介護 4 7,810 円	要介護 5 8,460 円
2. サービス利用に係る自己負担額 (1 割負担の場合)	579 円	646 円	714 円	781 円	846 円
3. サービス利用に係る自己負担額 (2 割負担の場合)	1,158 円	1,292 円	1,428 円	1,562 円	1,692 円

2) 介護予防短期入所生活介護事業所併設型個室利用費(1日につき)

1. ご契約の要介護度とサービス利用料金	要支援 1 4,330 円	要支援 2 5,380 円
2. サービス利用にかかる自己負担額 (1 割負担の場合)	433 円	538 円
3. サービス利用にかかる自己負担額 (2 割負担の場合)	866 円	1,076 円

(2) その他加算

・送迎加算費用

1. 送迎費(片道)	1840 円
2. サービス利用に係る自己負担額 (1 割負担の場合)	184 円
2. サービス利用に係る自己負担額 (2 割負担の場合)	368 円

紀北町以外への送迎の場合
送迎片道 10km 未満 300 円 (自己負担)
以降 10km 毎 300 円

・介護職員処遇改善加算

上記 (1) 及び (2) の送迎加算より算定した単位数 (自己負担分) に 1000 分の 83 に相当する金額

・サービス提供体制強化加算(Ⅰ)

1. サービス提供体制 強化加算(Ⅰ)	120 円
2. サービス利用に係る自己負担額(1割負担の場合)	12 円
3. サービス利用者に係る自己負担額(2割負担の場合)	24 円

食事料金

食事の提供に要する費用	通常 (第4段階)	介護保険負担限度額認定証に記載された額		
		第1段階	第2段階	第3段階
日 額	1380 円	300 円	390 円	650 円
朝 食	300 円			
昼 食	540 円			
夕 食	540 円			

滞在に要する費用

滞主に要する費用	通常 (第4段階)	介護保険負担限度額認定証に記載されている額		
		第1段階	第2段階	第3段階
従来型個室	1日 1,150 円	1日 320 円	1日 420 円	1日 820 円

・料金例(2泊3泊の場合)

紀北町在住の要介護3で負担割合1割 負担限度3段階の方の場合

初日 利用費 714 円 食費 650 円 居住費 820 円 送迎加算 184 円 サービス提供加算 12 円
介護職員処遇改善加算 76 円 合計 2,456 円
2日目 利用費 714 円 食費 650 円 居住費 820 円 サービス提供加算 12 円 介護職員処遇改善加算 60 円
合計 2,256 円
3日目 利用費 714 円 食費 650 円 居住費 820 円 送迎加算 184 円 サービス提供加算 12 円
介護職員処遇改善加算 76 円 合計 2,456 円
となり2泊3日で御利用の場合、7,168 円の自己負担となります。

■ご利用方法

担当のケアマネジャー(介護支援専門員)に利用希望日時を伝えて頂くか直接連絡頂ければ日程調整をさせていただきます。

■ご利用条件

要支援・要介護の認定を受けた方が利用できます。

■提供サービス

日常生活全般の支援と介護、機能訓練、レクリエーションの提供を行います。

また在宅で介護にあたっている御家族の身体的・精神的負担の軽減及び仕事、旅行などで一時的に介護ができない場合などに御家族に代わってサービス提供を行います。